

日バス協労第108号  
平成30年4月24日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会  
会長 三澤 憲一

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について、平成30年4月20日付で国土交通省自動車局安全政策課長及び旅客課長、整備課長より別紙のとおり通達がありました。その旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

公益社団法人日本バス協会  
業務部 石川・中尾  
電話：03-3216-4015  
FAX：03-3216-4016





国自安第 9 号の 2  
国自旅第 3 1 号の 2  
国自整第 2 4 号の 2  
平成 3 0 年 4 月 2 0 日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国 土 交 通 省  
自 動 車 局 安 全 政 策 課 長



自 動 車 局 旅 客 課 長



自 動 車 局 整 備 課 長



「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、本日付けで別紙の新旧対照表のとおり改正し、各地方運輸局（関東・近畿を除く）自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員に対し周知されたい。



新	旧
国自総第446号	国自総第446号
国自旅第161号	国自旅第161号
国自整第149号	国自整第149号
平成14年1月30日	平成14年1月30日
一部改正 国自総第120号	一部改正 国自総第120号
国自旅第46号	国自旅第46号
国自整第47号	国自整第47号
平成14年6月28日	平成14年6月28日
一部改正 国自総第286号	一部改正 国自総第286号
国自旅第132号	国自旅第132号
国自整第114号	国自整第114号
平成14年10月1日	平成14年10月1日
一部改正 国自総第540号	一部改正 国自総第540号
国自旅第243号	国自旅第243号
国自整第226号	国自整第226号
平成15年3月31日	平成15年3月31日
一部改正 国自総第553号	一部改正 国自総第553号
国自旅第263号	国自旅第263号
国自整第186号	国自整第186号
平成16年3月29日	平成16年3月29日
一部改正 国自総第392号	一部改正 国自総第392号
国自旅第185号	国自旅第185号
国自整第83号	国自整第83号
平成17年12月5日	平成17年12月5日
一部改正 国自総第329号	一部改正 国自総第329号
国自旅第187号	国自旅第187号
国自整第95号	国自整第95号
平成18年9月29日	平成18年9月29日
一部改正 国自総第587号	一部改正 国自総第587号
国自旅第328号	国自旅第328号
国自整第179号	国自整第179号
平成19年3月30日	平成19年3月30日
一部改正 国自安第29号	一部改正 国自安第29号
国自旅第82号	国自旅第82号
国自整第42号	国自整第42号
平成20年6月11日	平成20年6月11日
一部改正 国自安第54号	一部改正 国自安第54号
国自旅第120号	国自旅第120号

国自整第 47号  
平成20年 9月28日  
一部改正 国自安第117号  
国自旅第194号  
国自整第 91号  
平成21年 11月20日  
一部改正 国自安第 6号  
国自旅第 8号  
国自整第 6号  
平成22年 4月28日  
一部改正 国自安第170号  
国自旅第246号  
国自整第145号  
平成23年 3月31日  
一部改正 国自安第 76号  
国自旅第169号  
国自整第147号  
平成24年 4月16日  
一部改正 国自安第 34号  
国自旅第206号  
国自整第 56号  
平成24年 6月29日  
一部改正 国自安第 48号  
国自旅第223号  
国自整第 70号  
平成24年 7月18日  
一部改正 国自安第105号  
国自旅第331号  
国自整第158号  
平成24年 11月22日  
一部改正 国自安第 16号  
国自旅第 14号  
国自整第 24号  
平成25年 5月15日  
一部改正 国自安第 70号  
国自旅第 82号  
国自整第 84号  
平成25年 7月26日  
一部改正 国自安第127号  
国自旅第203号

国自整第 47号  
平成20年 9月28日  
一部改正 国自安第117号  
国自旅第194号  
国自整第 91号  
平成21年 11月20日  
一部改正 国自安第 6号  
国自旅第 8号  
国自整第 6号  
平成22年 4月28日  
一部改正 国自安第170号  
国自旅第246号  
国自整第145号  
平成23年 3月31日  
一部改正 国自安第 76号  
国自旅第169号  
国自整第147号  
平成24年 4月16日  
一部改正 国自安第 34号  
国自旅第206号  
国自整第 56号  
平成24年 6月29日  
一部改正 国自安第 48号  
国自旅第223号  
国自整第 70号  
平成24年 7月18日  
一部改正 国自安第105号  
国自旅第331号  
国自整第158号  
平成24年 11月22日  
一部改正 国自安第 16号  
国自旅第 14号  
国自整第 24号  
平成25年 5月15日  
一部改正 国自安第 70号  
国自旅第 82号  
国自整第 84号  
平成25年 7月26日  
一部改正 国自安第127号  
国自旅第203号

国自整第148号  
平成25年8月23日  
一部改正 国自安第209号  
国自旅第343号  
国自整第243号  
平成25年12月16日  
一部改正 国自安第312号  
国自旅第623号  
国自整第398号  
平成26年3月31日  
一部改正 国自安第155号  
国自旅第229号  
国自整第239号  
平成27年11月9日  
一部改正 国自安第112号  
国自旅第153号  
国自整第161号  
平成28年9月8日  
一部改正 国自安第161号  
国自旅第233号  
国自整第225号  
平成28年11月17日  
一部改正 国自安第264号  
国自旅第405号  
国自整第380号  
平成29年3月17日  
一部改正 国自安第112号  
国自旅第162号  
国自整第169号  
平成29年9月29日  
一部改正 国自旅第241号  
平成29年12月27日  
最終改正 国自安第266号  
国自旅第339号  
国自整第361号  
平成30年3月30日  
最終改正 国自安第9号  
国自旅第31号  
国自整第24号  
平成30年4月20日

国自整第148号  
平成25年8月23日  
一部改正 国自安第209号  
国自旅第343号  
国自整第243号  
平成25年12月16日  
一部改正 国自安第312号  
国自旅第623号  
国自整第398号  
平成26年3月31日  
一部改正 国自安第155号  
国自旅第229号  
国自整第239号  
平成27年11月9日  
一部改定 国自安第112号  
国自旅第153号  
国自整第161号  
平成28年9月8日  
一部改正 国自安第161号  
国自旅第233号  
国自整第225号  
平成28年11月17日  
最終改正 国自安第264号  
国自旅第405号  
国自整第380号  
平成29年3月17日  
最終改正 国自安第112号  
国自旅第162号  
国自整第169号  
平成29年9月29日  
一部改正 国自旅第241号  
平成29年12月27日  
一部改正 国自安第266号  
国自旅第339号  
国自整第361号  
平成30年3月30日

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長  
自動車局旅客課長  
自動車局整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第21条 過労防止等

- (1)～(4) (略)
- (5) 健康状態の把握及び疾病・疲労・睡眠不足等のある乗務員の乗務禁止 (第5項)
- ① 「健康状態の把握」とは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第1項に基づく健康診断、同条第4項の指示を受けて行うべき健康診断、同条第5項ただし書きの場合において運転者が受診する健康診断を行うことをいう。
- ② 「その他の理由」とは、覚せい剤の服用、異常な感情の高ぶり等をいう。
- (6)・(7) (略)

第24条 点呼等

- (1) 乗務前、乗務途中及び乗務後の点呼等の実施（第1項から第3項まで）
- ①～③ (略)
- ④ 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であってそのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。
- ⑤～⑧ (略)
- (2) (略)
- (3) 乗務前、乗務後及び乗務途中の点呼等の記録等（第5項）  
点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨及び報告又は指

各地方運輸局自動車交通部長 殿  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿  
各地方運輸局自動車技術安全部長 殿  
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局安全政策課長  
自動車局旅客課長  
自動車局整備課長

旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について

第21条 過労防止等

- (1)～(4) (略)
- (5) 健康状態の把握及び疾病・疲労等のある乗務員の乗務禁止（第5項）
- ① 「健康状態の把握」とは、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条第1項に基づく健康診断、同条第4項の指示を受けて行うべき健康診断、同条第5項ただし書きの場合において運転者が受診する健康診断を行うことをいう。
- ② 「その他の理由」とは、覚せい剤の服用、異常な感情の高ぶり、睡眠不足等をいう。
- (6)・(7) (略)

第24条 点呼等

- (1) 乗務前、乗務途中及び乗務後の点呼等の実施（第1項から第3項まで）
- ①～③ (略)
- ④ 「国土交通大臣が定めた機器」とは、営業所で管理する機器であってそのカメラ、モニター等によって、運行管理者等が運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を随時確認でき、かつ、当該機器により行おうとする点呼において、当該運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果を、自動的に記録及び保存するとともに当該運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できるものをいう。
- ⑤～⑧ (略)
- (2) (略)
- (3) 乗務前、乗務後及び乗務途中の点呼等の記録等（第5項）  
点呼の確実な励行を図るため、点呼を行った旨及び報告又は指

示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

- ① 乗務前点呼  
イ～へ (略)  
ト. 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況  
チ～ヌ (略)
- ② (略)
- ③ 乗務途中点呼  
イ～へ (略)  
ト. 運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況  
チ・リ (略)

第47条の9 運行管理者等の選任

- (1)～(7) (略)
- (8) 補助者が行う補助業務は、運行管理者の指導及び監督のもと行われるものであり、補助者が行うその業務において、以下に該当するおそれがあることが確認された場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき各運転者に対し指示を行わなければならない。
  - イ. (略)
  - ロ. 疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができない
  - ハ. ・ニ. (略)
- (9) (略)

示の内容を記録し、かつ、その記録の保存を1年間義務付けたものであるが、点呼等の際には、次の事項について記録しておくこと。

- ① 乗務前点呼  
イ～へ (略)  
ト. 運転者の疾病、疲労等の状況  
チ～ヌ (略)
- ② (略)
- ③ 乗務途中点呼  
イ～へ (略)  
ト. 運転者の疾病、疲労等の状況  
チ・リ (略)

第47条の9 運行管理者等の選任

- (1)～(7) (略)
- (8) 補助者が行う補助業務は、運行管理者の指導及び監督のもと行われるものであり、補助者が行うその業務において、以下に該当するおそれがあることが確認された場合には、直ちに運行管理者に報告を行い、運行の可否の決定等について指示を仰ぎ、その結果に基づき各運転者に対し指示を行わなければならない。
  - イ. (略)
  - ロ. 疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができない
  - ハ. ・ニ. (略)
- (9) (略)

附 則

改正後の通達は、平成30年6月1日から施行する。

平成 30 年 4 月 20 日  
自動車局安全政策課

## 睡眠不足に起因する事故の防止対策を強化します!!

バス・タクシー・トラック事業について、運転者の睡眠不足による事故の防止を一層推進するため、睡眠不足の乗務員を乗務させてはならないこと等を明確化し、点呼簿の記録事項として睡眠不足の状況を追加します。

居眠り運転に起因する事故を防止し、また、働き方改革を進める観点から、運転者の睡眠時間の確保についてバス・タクシー・トラック事業者（以下「事業者」という。）の意識を高めるため、今般、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則を改正します。

### 1. 改正の概要

#### ①旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正

- ・ 事業者が乗務員を乗務させてはならない事由等として、睡眠不足を追加します。
- ・ 事業者が乗務員の乗務前等に行う点呼において、報告を求め、確認を行う事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれの有無を追加します。
- ・ 運転者が遵守すべき事項として、睡眠不足により安全な運転をすることができない等のおそれがあるときは、その旨を事業者に申し出ることを追加します。

#### ②「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」及び「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正

点呼時の記録事項として、睡眠不足の状況を追加します。

### 2. スケジュール

公布：平成 30 年 4 月 20 日（金）（本日）

施行：平成 30 年 6 月 1 日（金）

#### <お問い合わせ先>

自動車局安全政策課 小田、熊本

TEL：03-5253-8111（内線 41623）

03-5253-8566（直通）

FAX：03-5253-1636